

福岡市指定生活支援型訪問サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 基本方針（第4条）

第3章 人員に関する基準（第5条・第6条）

第4章 設備に関する基準（第7条）

第5章 運営に関する基準（第8条—第38条）

第6章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第39条—第42条）

第7章 雑則（第43条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この基準は、福岡市第1号訪問事業及び第1号通所事業の実施に関する要綱に規定する生活支援型訪問サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

（定義）

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 指定生活支援型訪問サービス 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち、法第115条の45の3第1項の規定による指定を受けた者により実施する、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第140条の63の6第1項第2号に規定する旧介護予防訪問介護に係る基準を緩和したものとしてこの基準により定められるサービスをいう。

（2） 利用料 法第115条の45の3第2項に規定する第1号事業に要する費用に係る対価をいう。

（3） 法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり当該指定生活支援型訪問サービスの事業を行う者（以下「指定生活支援型訪問サービス事業者」という。）に支払われる場合の当該第1号事業支給費に係る指定生活支援型訪問サービスをいう。

2 前項に定めるもののほか、この基準において使用する用語の意義は、法の例による。

（指定生活支援型訪問サービスの事業の一般原則）

第3条 指定生活支援型訪問サービスの事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定生活支援型訪問サービス事業者は、指定生活支援型訪問サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、福岡市、他の指定事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 指定生活支援型訪問サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定生活支援型訪問サービス事業者は、指定生活支援型訪問サービスを提供するに当たっては、

法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 2 章 基本方針

第 4 条 指定生活支援型訪問サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、掃除、買い物支援、調理、洗濯等の生活援助サービスを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第 3 章 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

第 5 条 指定生活支援型訪問サービスの事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定生活支援型訪問サービス事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（指定生活支援型訪問サービスの提供に当たる介護福祉士又は介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 3 条第 1 項第 1 号に規定する養成研修修了者並びに市が行う一定の研修（介護の資格等を有しない者が指定生活支援型サービスに従事するために受講することとなる市長が別に定める研修）若しくは市が行う一定の研修と同等の研修として市長が別に認めた研修を修了した者）の員数は、1 以上とする。

2 指定生活支援型訪問サービス事業者は、指定生活支援型訪問サービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、1 以上の者を訪問事業責任者として配置しなければならない。

3 指定生活支援型訪問サービス事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防型訪問サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定生活支援型訪問サービスの事業と指定訪問介護の事業又は指定介護予防型訪問サービスの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成 24 年福岡市条例第 66 号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第 6 条第 1 項及び第 2 項並びに同条第 3 項の規定に基づく規則に規定する人員に関する基準又は施行規則第 140 条の 63 の 6 第 1 項第 1 号イに規定する旧介護予防訪問介護に係る基準に規定する人員に関する基準、又は福岡市指定介護予防型訪問サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。ただし、この場合における算定の基準となる利用者は、当該事業所における指定生活支援型訪問サービス、指定訪問介護、指定介護予防型訪問サービスの利用者をいう。

(管理者)

第 6 条 指定生活支援型訪問サービス事業者は、指定生活支援型訪問サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定生活支援型訪問サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定生活支援型訪問サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第 4 章 設備に関する基準

第 7 条 指定生活支援型訪問サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定生活支援型訪問サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えな

ればならない。

- 2 指定生活支援型訪問サービス事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防型訪問サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定生活支援型訪問サービスの事業と指定訪問介護の事業又は指定介護予防型訪問サービス事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第8条第1項に規定する設備に関する基準又は施行規則第140条の63の6第1項第1号イに規定する旧介護予防訪問介護に係る基準に規定する設備に関する基準、又は福岡市指定介護予防型訪問サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第5章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 指定生活支援型訪問サービス事業者は、指定生活支援型訪問サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定生活支援型訪問サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第4項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を電子情報処理組織（指定生活支援型訪問サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定生活支援型訪問サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

ア 指定生活支援型訪問サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定生活支援型訪問サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定生活支援型訪問サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、CD-ROM その他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

- 4 指定生活支援型訪問サービス事業者は、第2項の規定により重要事項を提供しようとするとき

は、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定生活支援型訪問サービス事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た指定生活支援型訪問サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第9条 指定生活支援型訪問サービス事業者は、正当な理由なく指定生活支援型訪問サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第10条 指定生活支援型訪問サービス事業者は、当該指定生活支援型訪問サービス事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定生活支援型訪問サービスを提供することが困難であると認められた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者等(法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を行う者及び法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を行う者をいう。以下同じ。)への連絡、適当な他の指定生活支援型訪問サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(利用資格等の確認)

第11条 指定生活支援型訪問サービス事業者は、指定生活支援型訪問サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定又は事業対象者の該当(以下「要支援認定等」という。)の有無及び要支援認定等の有効期間を確かめるものとする。

2 指定生活支援型訪問サービス事業者は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定生活支援型訪問サービスを提供するように努めなければならない。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第12条 指定生活支援型訪問サービス事業者は、指定生活支援型訪問サービスの提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定生活支援型訪問サービス事業者は、法第8条の2第16項に規定する介護予防支援又は法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定等の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要支援認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第13条 指定生活支援型訪問サービス事業者は、指定生活支援型訪問サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議(介護予防サービス計画

又は第1号介護予防支援事業による支援により居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画（以下「介護予防サービス計画等」という。）の担当職員が介護予防サービス計画等の作成のために当該介護予防サービス計画等の原案に位置づけた第1号事業等の担当者を招集して行う会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者_の心身の状況_、その置かれている環境_、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（介護予防支援事業者等との連携）

第14条 指定生活支援型訪問サービス事業者は、指定生活支援型訪問サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定生活支援型訪問サービス事業者は、指定生活支援型訪問サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（第1号事業を利用するための援助）

第15条 指定生活支援型訪問サービス事業者は、指定生活支援型訪問サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護予防サービス計画等の作成の届出を行っていない等、第1号事業を利用する要件を満たしていないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画等の作成を介護予防支援事業者等に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、第1号事業を利用することができる旨を説明すること、介護予防支援事業者等に関する情報を提供することその他の第1号事業を利用するために必要な援助を行わなければならない。

（介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供）

第16条 指定生活支援型訪問サービス事業者は、介護予防サービス計画等に沿った指定生活支援型訪問サービスを提供しなければならない。

（介護予防サービス計画等の変更の援助）

第17条 指定生活支援型訪問サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第18条 指定生活支援型訪問サービス事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（サービスの提供の記録）

第19条 指定生活支援型訪問サービス事業者は、指定生活支援型訪問サービスを提供した際には、当該指定生活支援型訪問サービスの提供日及び内容、当該指定生活支援型訪問サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記録しておかななければならない。

2 指定生活支援型訪問サービス事業者は、指定生活支援型訪問サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からその記録に係る情報の提供の申出があった場合には、当該記録の写しの交付その他適切な方法により、提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第20条 指定生活支援型訪問サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定生活支援型訪問サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定生活支援型訪問サービスに係る施行規則第140条の63の2第1項第3号イに規定する費用の額から当該指定生活支援型訪問サービス事業者に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定生活支援型訪問サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定生活支援型訪問サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定生活支援型訪問サービスに係る施行規則第140条の63の2第1項第3号イに規定する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定生活支援型訪問サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定生活支援型訪問サービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定生活支援型訪問サービス事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(第1号事業支給費の請求のための証明書の交付)

第21条 指定生活支援型訪問サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定生活支援型訪問サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定生活支援型訪問サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第22条 指定生活支援型訪問サービス事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する指定生活支援型訪問サービスの提供をさせてはならない。

(利用者に関する通知)

第23条 指定生活支援型訪問サービス事業者は、指定生活支援型訪問サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに指定生活支援型訪問サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業を利用し、又は利用しようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第24条 訪問介護員等は、現に指定生活支援型訪問サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及び訪問事業責任者の責務)

第25条 指定生活支援型訪問サービス事業所の管理者は、当該指定生活支援型訪問サービス事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定生活支援型訪問サービス事業所の管理者は、当該指定生活支援型訪問サービス事業所の従

業者にこの章及び次章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 訪問事業責任者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 指定生活支援型訪問サービスの利用の申込みに係る調整をすること。
- (2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- (2) の 2 地域包括支援センターその他サービスに関わる者に対し、指定生活支援型訪問サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る情報の伝達をするよう努めること。
- (3) サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等との連携に関すること。
- (4) 訪問介護員等（訪問事業責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- (5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- (6) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- (8) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

（運営規程）

第 26 条 指定生活支援型訪問サービス事業者は、指定生活支援型訪問サービス事業所ごとに、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

（介護等の総合的な提供）

第 27 条 指定生活支援型訪問サービス事業者は、指定生活支援型訪問サービスの事業の運営に当たっては、調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「家事」という。）を常に総合的に提供するものとし、家事のうち特定の支援に偏ることがあってはならない。

（勤務体制の確保等）

第 28 条 指定生活支援型訪問サービス事業者は、利用者に対し適切な指定生活支援型訪問サービスを提供できるよう、指定生活支援型訪問サービス事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定生活支援型訪問サービス事業者は、指定生活支援型訪問サービス事業所ごとに、当該指定生活支援型訪問サービス事業所の訪問介護員等によって指定生活支援型訪問サービスを提供しなければならない。

3 指定生活支援型訪問サービス事業者は、訪問介護員等の具体的な研修計画を策定するとともに、訪問介護員等に対し、研修機関又は当該指定生活支援型訪問サービス事業者が実施する研修その他その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

4 指定生活支援型訪問サービス事業者は、利用者の人権の擁護、高齢者虐待（高齢者虐待の防止、

高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第5項に規定する養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。）の防止等のため、訪問介護員等に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。

5 指定生活支援型訪問サービス事業者は、適切な指定生活支援型訪問サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第28条の2 指定生活支援型訪問サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定生活支援型訪問サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定生活支援型訪問サービス事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定生活支援型訪問サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第29条 指定生活支援型訪問サービス事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定生活支援型訪問サービス事業者は、指定生活支援型訪問サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

3 指定生活支援型訪問サービス事業者は、当該指定生活支援型訪問サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

（1）当該指定生活支援型訪問サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

（2）当該指定生活支援型訪問サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

（3）当該指定生活支援型訪問サービス事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

（揭示）

第30条 指定生活支援型訪問サービス事業者は、指定生活支援型訪問サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示し、又は縦覧に供さなければならない。

2 指定生活支援型訪問サービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面をその指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

（秘密保持等）

第31条 指定生活支援型訪問サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た

利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定生活支援型訪問サービス事業者は、当該指定生活支援型訪問サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定生活支援型訪問サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第 32 条 指定生活支援型訪問サービス事業者は、指定生活支援型訪問サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(不当な働きかけの禁止)

第 32 条の 2 介護予防サービス計画等の作成又は変更に関し、介護予防支援事業者等又はその従事者に対して、利用者に必要のないサービスを位置づけるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第 33 条 指定生活支援型訪問サービス事業者は、介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第 34 条 指定生活支援型訪問サービス事業者は、提供した指定生活支援型訪問サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定生活支援型訪問サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定生活支援型訪問サービス事業者は、提供した指定生活支援型訪問サービスに関し、福岡市第 1 号訪問事業及び第 1 号通所事業の実施に関する要綱第 13 条及び法第 115 条の 45 の 7 第 1 項の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定生活支援型訪問サービス事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
- 5 指定生活支援型訪問サービス事業者は、提供した指定生活支援型訪問サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 45 条第 5 項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定生活支援型訪問サービス事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第 35 条 指定生活支援型訪問サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定生活支援型訪問サービスに関する利用者からの苦情に関して市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

2 指定生活支援型訪問サービス事業者は、指定生活支援型訪問サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問サービスの提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第 36 条 指定生活支援型訪問サービス事業者は、利用者に対する指定生活支援型訪問サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定生活支援型訪問サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定生活支援型訪問サービス事業者は、利用者に対する指定生活支援型訪問サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第 36 条の 2 指定生活支援型訪問サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該生活支援型訪問サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定生活支援型訪問サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定生活支援型訪問サービス事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第 37 条 指定生活支援型訪問サービス事業者は、指定生活支援型訪問サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定生活支援型訪問サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第 38 条 指定生活支援型訪問サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定生活支援型訪問サービス事業者は、利用者に対する指定生活支援型訪問サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) 第 19 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 第 23 条に規定する市への通知に係る記録

(3) 第 34 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(4) 第 36 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(暴力団員等の排除)

第 39 条 指定生活支援型訪問サービス事業所の管理者は、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と

密接な関係を有する者であってはならない。

- 2 指定生活支援型訪問サービス事業所は、その運営について、暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者の支配を受けてはならない。

第6章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定生活支援型訪問サービスの基本取扱方針)

第40条 指定生活支援型訪問サービスは、利用者の介護予防に資するよう、計画的に行われなければならない。

- 2 指定生活支援型訪問サービス事業者は、自らその提供する指定生活支援型訪問サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定生活支援型訪問サービス事業者は、指定生活支援型訪問サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定生活支援型訪問サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定生活支援型訪問サービス事業者は、指定生活支援型訪問サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定生活支援型訪問サービスの具体的取扱方針)

第41条 訪問介護員等の行う指定生活支援型訪問サービスの方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定生活支援型訪問サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じた情報収集等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 指定生活支援型訪問サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように書面で説明し、利用者の同意を得て、利用者に交付するものとする。
- (3) 指定生活支援型訪問サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (4) 訪問事業責任者は、サービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該介護予防サービス計画等に記載されたサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、サービスの実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (5) 訪問事業責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者に報告しなければならない。

(指定生活支援型訪問サービスの提供に当たっての留意点)

第42条 指定生活支援型訪問サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定生活支援型訪問サービス事業者は、サービスの提供に当たり、アセスメント（介護

予防サービス計画等の作成にあたり、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、そのおかれている環境などを把握したうえで、運動及び移動、家庭生活を含む日常生活、社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション並びに健康管理の領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握することをいう。)において把握された課題、指定生活支援型訪問サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。

(2) 指定生活支援型訪問サービス事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

第7章 雑則

(電磁的記録等)

第43条 指定生活支援型訪問サービス事業者及び指定生活支援型訪問サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうちこの基準の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第8条及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定生活支援型訪問サービス事業者及び指定生活支援型訪問サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この基準の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この基準の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の福岡市指定生活支援型訪問サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「新基準」という。）第26条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に

関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」する。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 この基準の施行の日から令和6年3月31日までの間、新基準第28条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（生活支援型訪問サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 この基準の施行の日から令和6年3月31日までの間、新基準第29条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。